

第3回 石狩市民図書館協議会の会議議事録

平成23年3月17日（木）午後3時00分より

石狩市民図書館視聴覚ホール

出席者	石狩市民図書館協議会	会 長	菊地 英一
		副会長	谷口 初江
		委 員	樋口 博
			齊藤ひろみ
			矢野 誠
			下田 尊久
			仁木 良哉
			平山久賀子
		欠席者	富澤 夕希
			西 陽子
		傍聴者	0名
	石狩市民図書館	館 長	百井 宏己
		副館長	丹羽 秀人
		事業奉仕担当主査	五東 秀一
	教育委員会 学校教育課長	池田 幸夫	

< 会議次第 >

1. 会長挨拶

2. 議事

（１）学校図書館整備方針について

3. その他

菊地会長：3月の忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今より、平成22年度第3回石狩市民図書館協議会の会議を開催いたします。なお、この会議は、石狩市民図書館条例施行規則第22条第4項に規定されていますように、原則公開でございます。本日の傍聴者はおりません。それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。議事の学校図書館等整備方針について、よろしくお願いします。

百井館長：年度末の何かとお忙しい中、また急なご案内にも関わらずお集まりいただき、ありがとうございます。今日の議題につきましては、すでに皆様に情報提供、また意見交換をさせていただいており、学校図書館等の整備方針を作るという背景や趣旨については、概ねご理解いただいていると存じますので、具体的な内容については副館長から説明させていただきます。

学校教育、具体的には学校図書館については、本協議会で直接取り扱う内容ではありませんが、市民図書館との関わりもあることから、ご意見を賜りたいということで特にお願いをしたいところであります。つきましては、皆様からいただいた意見などを参考に素案を精査し、教育委員会会議を経て、年度内を目処に策定していきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(資料説明：要旨)

学校図書館等整備方針(素案)

はじめに

21世紀に入り、子どもたちを取り巻く環境が激変し、コンピュータ、携帯電話なども大人だけのものではなくなっています。その中で、情緒豊かで、自分で考え判断できる大人に成長していくために、読書や本を使った調べ学習は有用といわれています。そのため、国では読書推進のために「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し様々な施策を推進するとともに、学習指導要領においても、学校図書館の充実を掲げています。

学校においては、1990年代に始まった朝の一斉読書が「朝読」の名のもとに、全国的に大きな広がりを見せ、石狩市においてもほとんどの学校が取り組んでいます。

石狩市では平成22年度から施行した「教育プラン」、「子どもの読書活動推進計画」、「図書館ビジョン」の3つの計画の中で、いずれも学校図書館の充実やその支援を掲げています。

これらの計画の下、平成22年度に双葉小学校において取組んだ「学校図書館の活性化」をテーマとしたモデル事業の実績も踏まえ、今後の学校図書館の充実を目指し、学校図書館整備の方針を定める。

学校図書館の位置付けと役割

- 1 学校図書館法
- 2 学習指導要領
- 3 その他

石狩市では「教育プラン」、子ども読書活動推進法に基づき策定された「子どもの読書活動推進計画」で学校図書館の充実について定めた。

モデル事業の実績

旧若葉小学校と旧紅葉山小学校との統合を機に、新たに開校した双葉小学校において、今後の石狩市全体の学校図書館の整備を目指し、学校ぐるみの取組み体制を基盤に、学校司書の配置や市民図書館とのオンライン、蔵書の整備等を図る中で、取り分け学校司書を通して効果や課題を探ることを目的に実施した。

- 1 期 間 平成22年度

- 2 テーマ

「学校図書館の活性化」 ― 基本的な学校図書館の整備 ―

- ・蔵書構成、分類等の整備
- ・読書活動推進
- ・授業、学習サポート

3 主な整備内容

- (1) 学校司書の配置
- (2) 蔵書の整備
- (3) 市民図書館とのオンライン等
- (4) 図書館の改修と備品整備

4 学校司書の役割と具体的実践

- (1) 資料の整理、活用等
- (2) 授業支援
- (3) 委員会（文化）活動を支援
- (4) 読書活動の推進
- (5) リテラシー教育
- (6) レファレンスサービス

5 学校司書配置の効果と課題

- (1) 資料の整理・活用等

【 効 果 】

総合的な蔵書計画の策定

継続的な蔵書管理とレファレンス

【 課 題 】

蔵書の整備

設備の充実

- (2) 授業・学習支援

【 効 果 】

児童への支援

教員への支援

【 課 題】

教材制作などでの活用

- (3) 読書活動の推進

【 効 果 】

児童の読書量の増加

読書推進活動の実践

図書館が開いている、学校司書が常駐している環境

【 課 題 】

読書活動の充実

(4) 市民図書館との連携

【 効 果 】

市民図書館とのオンライン

人的ネットワーク

【 課 題 】

ネットワーク化

市民図書館の活用

保護者・地域との連携

6 まとめ

モデル事業の成果において、学校図書館の整備を進める上で、「蔵書」「施設」「人」の3つの要素が重要であることが改めて浮き彫りにされた。

この3つの要素をバランスよく計画的に整備していくことが求められるが、子どもや教師と資料をつなぐ、また、取り分け、生涯にわたる学びの基礎を培う段階の子どもたちにとって、「人」の存在は極めて重要であり、早期の整備が求められる。

施策の実行に向けて

1 学校図書館の目指す役割

法律や学習指導要領における位置付け、各種審議、検討機関からの答申等を踏まえるとともに、市教育プランにおける施策の位置付けやモデル事業の実績も勘案し、今後、学校図書館に求められる役割を3つととらえることとする。

(1) 読書センター

(2) 学習・情報センター

(3) 地域の学校図書館

2 整備の類型と内容

(1) 類 型

整備を具体的に実施するに当たっては、個々の学校の状況や地域性などに違いもあることから、基本的に3つの類型で取り進めることとする。

「学校図書館の活性化」

「地域連携と利用サービス」

「学校図書館と市民図書館の連携」

(2) 内 容

蔵書の充実

平成 23 年度中を目処に、各学校において、刊行されて 10 年から 20 年以上経過した調べ学習用の本や必要としない資料などを除籍した上で、学校図書館図書標準を基に必要な冊数を割り出し、学校別に目標を定める。

（学校の役割）

- 蔵書の管理
- 資料の収集

（教育委員会の役割）

- 図書の除籍・廃棄
- 蔵書の整備

施設・設備の充実

学校図書館を活性化し、利用を増やしていくために、平成 23 年度は、緑苑台小学校の増築工事において学校図書館を校舎内で移転し、図書や備品などの充実を図る。

また、平成 24 年度以降は、地域や施設等の実態を把握し、学校図書館の整備及び市民図書館分館の活性化の両面を効率的、効果的に進める取組みを図る。

（学校・教育委員会の役割）

- 環境の整備

（教育委員会の役割）

- 施設の連携

体制の整備

（ア）専門職員の配置

学校司書は市民図書館の司書と連携することで、そのサービス範囲を大きく拡大し、児童、生徒だけではなく、教員へのレファレンス、資料提供を通じて、教科を始め広く教育活動への貢献も期待できる。

そのため、既に配置した双葉小学校に続き、平成 23 年度には南線小学校にも配置するとともに、その後、計画的に市内全ての小学校への支援が図られるよう取り進める。

（学校の役割）

- 組織的な推進体制の整備

（教育委員会の役割）

- 学校司書の拡充
- 研修の充実

（イ）ネットワーク化の推進

これまで実施してきた市民図書館の学校への支援の継続を図るとともに、学校図書館担当者との情報交換などができる機会を設ける。

また、現在、市民図書館と双葉小学校はオンラインネットワークを結んでいるが、平成 23 年度は、南線小学校を加え、その範囲を拡充するとともに、その後も、学校司書の配置の拡大とともに、順次、学校図書館と市民図書館とのネットワークを結び、学校間のネットワークも図る。

（教育委員会の役割）

- 市民図書館の支援活動
- オンラインネットワークの構築

（ウ）地域等との連携

学校図書館で活動できる人を募り活動の場を提供するとともに、読み聞かせ、修理などの技術向上のための支援を図ります。

また、学校の機能を地域に開放するとともに、地域の読書活動推進の拠点としての役割も踏まえ、地域性を考慮する中で学校図書館と市民図書館（分館）の具体的連携を進める。

（学校の役割）

- 地域人材の活用
- 地域の読書推進

（教育委員会の役割）

- 地域利用の推進

～ 休憩 ～

菊地会長：学校図書館そのものとなりますと、図書館協議会の範疇外ではありますが、市民図書館の学校図書館における機能という視点から捉えると関わりが出てきます。そういう視点で皆さんからご意見を頂戴したいと思います。ただ、諮問という形ではありません。あくまでも意見を自由に出していただいて、それを事務局側で今後の方針に反映していただくという形になります。従いまして、これから話し合いにはなりますが、まとめるという形にはなりませんので、ご承知おき下さい。

限られた時間ではありますが、順を追っていききたいと思います。

まず、学校図書館の位置づけと役割について、ご質問等ありますか。

（質疑なし）

では、．．．モデル事業の実績です。非常に効果があるとご報告いただきましたが、ここに関わりましてご質問等がありましたら、お出しいただきたいと思います。

矢野委員：学校司書の配置ということで、この人の身分は非常勤ということですけど、期限付きですか。

丹羽副館長：非常勤職員は第二種非常勤という制度になっておりまして、1 年間の期限雇用になりますが、再任用できることになっています。市民図書館の非常勤もそうですが、1 年だけで

はなく、2年以上の再任用をすることができます。

矢野委員：要するに、上限2年ということですか。

丹羽副館長：市の取扱要綱では5年ということになっていますが、職務の特殊性により、人員の確保が困難な場合は、それを越えての再任用は可能なので、実際には市民図書館の非常勤職員は5年以上任用している職員がおります。

矢野委員：ありがとうございます。

平山委員：5年以上になった人もお給料とか、待遇は変わらないのでしょうか。定期昇給みたいなのは、普通の正職員にはありますね。

丹羽副館長：非常勤職員の給与は、市の規則で職種に対して定められているので、その金額が変わることはありません。ですから、1年目も2年目の方も同じで、定期昇給はありません。

平山委員：どんなに知識があってもでしょうか。

丹羽副館長：要綱で決められています。

菊地会長：どうぞ。

樋口委員：聞き逃したのかもしれないですけど、身分とか所属というのは、この図書館に所属されているわけですか。

丹羽副館長：学校司書は、図書館ではなく学校教育課が所管しています。

樋口委員：教育委員会ですか。

丹羽副館長：教育委員会の学校教育課です。ただ、教育委員会の職員であることは変わりありません。

菊地会長：その他は、いかがでしょうか。

下田委員：1つだけ確認したいのですが。

菊地会長：どうぞ。

下田委員：非常勤職員の1名のところに書かれている、司書資格を有し市民図書館勤務の経験者というのは条件でしょうか。それとも採用した結果でしょうか。

丹羽副館長：これは結果です。司書資格は求めていますけれども、市民図書館の経験者ということでは募集しておりません。ただ、23年度から南線小学校に配置するのは、市民図書館からの異動という形をとりますので、事実上経験者ということになります。あらためて募集はしておりません。

平山委員：正職員司書と非常勤司書はどれくらいいらっしゃいますか。正規の職員が少ないですか。

丹羽副館長：少ないです。今日現在の在籍からいきますと、正規職員で司書資格を有しているのは本館では、私を入れて3名です。非常勤職員は、本館の10名、それから花川南分館と八幡分館に勤務している4名、この14名が司書資格を持っています。もちろん双葉小の学校司書は司書資格を持っています。

平山委員：それで足りていますか。人数は少なくないですか。

丹羽副館長：その人数の中でこなしております。

菊地会長：では、次に施策の実行に向けてというところに入ります。ここでご意見等をいただきたいと思います。1の求められる役割で何かございますか。3点にわたり、蔵書の充実、設備の充実、体制の整備と書かれています。

百井館長：最後に皆様に配付させていただいた横版の表ですが、これを方針と一緒につけたいと現在考えています。方針の実効性を高めるため、内容の明確化を図るために作成しました。表中の表現については、今後さらに検討、工夫をして参りたいと思います。

谷口委員：よろしいでしょうか。この中で一番気になったのが、求められる役割の(3)地域の学校図書館ということなのですが、地域への開放というのがあって、厚田などはそういうイメージがあるのですが、それ以外の所でも実施するというのは、市民図書館が戦略的に関わることで人が配置されやすいから、こういう一文を入れているのか。というのも、学校図書館は本来、地域開放が学校図書館法の役割で下にあります。そして、全て教育課程の展開に寄与するとか、子どもたちの教養・育成とかいうのがあって、そういうことをやるために色んなことをやりなさいっていう中で、余力があったらおやりなさいというのが本来です。そうしないと、学校図書館として機能しません。実際、地域を開放するとか、何かした場合に今でも多分司書はうんと辛いです。ましてや前のページで、先生方が月1回以上相談するとか、授業で使うということがあった場合、それから、この他ボランティアをコーディネートするとか、そういうこともやりながら、なおかつ地域にということになれば、まず一人では不可能だと私は思います。それをしなければならないということになれば、本来的な学校司書としての業務が疎かになる可能性があると思います。それを市民図書館が、外部からサポートするということはあるかもしれないですが、ただ、先ほど話もありましたように、これ以上人が増えるということは、このご時世なかなか無いと思います。配置を進めると現場の司書がどうなるかなというところがありますので、やらない方がいいというよりも、やれるのだろうかというのと、進めることで本末転倒になってはいけないのではという点が一番気になります。

それともう一つが、市民図書館が人材を養成するということになっているのですが、個人的に、常に学校司書をしていますと、市民図書館とか公共図書館のことをよく知っているつもりなので、公共図書館の方は、学校図書館のことをよく知って下さっていると思うんですが、そういう会に出ると片思いだったのねと思うことが多々あるんです。本を貸せばいいだろうとか、整備すればいいだろうというのは司書として当たり前です。

でも、教育課程や授業にどう入っていくとか、そういうことを司書としてどう展開していくかっていうことは、学校教育です。それは、司書業務の中にはないと思いますし、司書資格を取る上でそれはありません。読み聞かせをすればいいとかはないんですね。私も先生方に営業に回り、こういう授業を一緒にやりませんかとか、そのためにワークシートを一緒に作りましょうとか、そこまでやっています。そこまでやって初めて、先生方は学校図書館というものがあってよかったということを感じただけなんです。だけど、これを市民図書館という公共図書館で、どこまで養成できるのかというのが、やはり疑問です。というのは、恵庭の事例があります。恵庭は、市立図書館の方がいざ学校の中のことをやろうと思ったら、やはり難しいということをおっしゃったんですね。それを聞いておりますし、実際、確かに大変だろうなと思います。だから、その部分を市民図書館がどれほどできるのだろうかというクエスチョンをどうしても持たざるを得ないかなと思います。それと、地域利用の市民図書館貸出サービスポイントというのは、分館というか、小さな窓口がもう一個できるのかなという感じだと思いますが、そこまで学校がやるのか。例えば子どもをとおして「お母さん、この本を読みたいから学校から借りてきてね」という程度なら、まだなんとなく分かりますが、実際に市民の

方が学校の中に入って貸出を受けるということになるのは、どういうものなのか。例えば、厚田みたいな小さい所ならいいですが、石狩市内の住宅地にある大きい学校で、それが可能なかどうかというところも、セキュリティ上いかかという気もしますので、やはり、そこもちょっとクエスチョンかなと個人的に思います。

それから廃棄基準です。教育委員会の役割で廃棄基準を作るといっていますが、学校図書館の場合は、廃棄基準に基づいて担当職員が扱いますが、あくまでもそれは廃棄する候補になります。それを実際に先生方に見ていただいて、OK をもらって初めて廃棄します。そのような部分を理解する必要があります。パッと捨てた本を、授業で使えたのに…なんてことになったら大変ですし、実際、一部の図表だけがほしいと言われることもあります。ここはいいね、これだけは使う、じゃあどこがいらぬか切って、ということも実際にあります。ですから、そういう部分を教育委員会がどれほど理解して進めるのかということは、少し疑問に思っております。

ただ、人を配置するということは、今のご時世大変なことなので、そこに市民図書館がこれだけ積極的に関わって下さることになった場合に、私が言っているのは学校司書として言うのですが、これをそのまま出すことが、人を置くということが、はたして戦略的に正しいかどうかというのはまた別だと思っています。そんなところです。

菊地会長：どうぞ。

丹羽副館長：私から 2 点お答えしたいと思います。まず公共図書館で人材育成ができるのかということですが、谷口先生の危惧は、ごもっともだと思っております。公共図書館ができることというのは、司書の基本業務を養成すること以上のことは確かにできません。読み聞かせの技術、あるいはレファレンスの技術、そういうことを養成することはできます。そして、我々も直面していますが、指導要領に基づいて、教科の指導の計画に基づいて、学校図書館が機能するということは、公共図書館で多少はしていますけれども、本来的にそれができていないのは当然のことですから、この部分の教育はほんの一部しかできません。やはり学校に行って、そしてこの 12 学級以上というのは司書教諭がいますので、学校司書というよりも、司書として技術を磨いた人間が行って、そして司書教諭とタッグを組んで、覚えていってもらえないかなというふうに考えています。そういう意味で、いきなり新卒で入るより、公共図書館の技術を習得した方が、より早く学校司書として仕事ができるのではないかなと考えております。我々も現在、学校図書館を勉強しているので、今まで以上に教育ができるように変わってきています。

もう一つ、廃棄・除籍ということについては、谷口先生のおっしゃる通りです。全国 SLA (学校図書館協議会) が廃棄基準を作っていますが、廃棄というのは、本の選書よりも私は難しいと考えています。基本的には、やはり指針として廃棄というのは、全国 SLA が定めている基準が元にはなると思います。そして今、市内小中学校図書館の現状を見てみると、それ以前に、当然廃棄した方がいいというものが、かなりのパーセンテージになります。ですから、それはもう担当の先生に見ていただくまでもなく、40 年も経った百科事典などは廃棄です。そういう、ある程度経験のある司書だったら、当然廃棄になるものもあると思いますけれども、グレーゾーンというのはかなり広いですから、単純に司書一人の判断ではなく、学校の先生方との協議の上で行う必要があると思います。当館においても、部門担当者制を設けていて、1

今回、この項目をあえて入れたのは、学校がなかなか廃棄できない、除籍できないということがあります。そして石狩市の廃棄規則では、本は全て消耗品ですので、廃棄には手順としては非常に簡単ですけれども、それにしても学校単独で本当に崩壊した本はともかくとして、どんどんと廃棄する、古くなってから捨てるということができていけませんので、このような事務手続きが必要だよということを教育委員会が整備してあげることで、先生方の負担が非常に軽くなる、精神的な負担が軽くなるのではないかという部分です。図書標準があるから、絶対本は捨てられないと考える方もいらっしゃると思いますので、そんなことはないということを条件整備してあげようということですので、最終的に大事な本はずっと取っていかねばならないと思います。

百井館長：現場としては、とても気をつけなければならないご指摘だと思います。ここに挙げている地域の学校図書館とか、地域との連携については、大きくは２つの考え方で進めていきたいと思っています。１つは、学校図書館の主たる目的を大切にすべき点については、もう少し丁寧に書きこむ必要があると思います。一方、学校図書館に限らず、広く学校教育を進める上で、地域から協力を得ること、または、学校の持っている機能を地域に還元することなど、相互の関係を良くしていくことによって、学校の本来取組むべき内容が効果的に進められることがあるのではないのでしょうか。いわゆる開かれた学校とか、学校の機能を地域に開放していこうというのは、単に余力があるからやるとか、学校教育に支障のない範囲で開放するというより、もう少し積極的に、今の学校教育をさらに良くしていくためにそういうことをやろうという趣旨で考えています。

けるような方法があればいいなと思います。学校で本を読むのを何て言いましたか。みんなで読む、そういう取り組みとか、さっき言った家読というのを延長し、子どもたちが学校でも家でも、少なくとも本に興味を持ってくれるようなルートが学校図書館を通してできればいいなと思っています。それは、私がこの年だからですけど、いくら色んなメディアが色んな形で出てきても、本を読むというのは、コンピュータなどでなかなか読めないんですよね。私は、少なくとも1回印刷して、それを読んでも10ページほどで、なかなか読めません。ですから、少しその点で偏見があるかもしれないですけど、本というのは読み返したりするほどの価値があって、ぜひ本をめくるようなところまで行ってほしい。

もう一回戻りますけど、少なくとも学校図書館、小学校の図書館が、子どもたちが本を読む習慣のきっかけを具体的に作ってくれる所であればいいなと。例えば、さっきボランティアの話があって、私はボランティアの人たちがどういう形で学校図書館に介入しているか知りませんが、例えば定期的に学校に行って、一定の時間に子どもたちに読んでくれるのか、放課後に読んでくれるのか、それは分かりませんが、もしそういうシステムがあって、少なくとも子どもたちが一日に1回でも、一週間に1回でも読み聞かせてもらって、本は素晴らしいなと思ってくれるきっかけができればいい。自分は、学校図書館が子どもたちに本を読む習慣の原点になればと思います。ちょっと別なところに議論を持ってしまったかもしれませんが、私はそう思います。

菊地会長：どうぞ。

齊藤委員：メディアのことをおっしゃられたので、関連した話になりますが、石狩市の統計で学力が全国よりちょっと落ちていて、一方、メディアを見る時間が全国より高いという統計が出ていました。そこで、やはり読書が学力向上につながるのではないかとということで、どうしたらいいだろうかという話があったのですが、ただ単に読むことが学力向上につながるわけではなくて、文章の向こうに広がることを想像するという想像力も養われて、その想像力というのは、人の気持ちがわかるとか、コミュニケーション能力につながって、脳を育てることになるのではないかと話が出ていました。小学校ボランティアで保護者の方が読み聞かせをしていて、どうしたらもっと本を読んでもらえるかなと思っていたのですが、メディアをうまく利用して、例えば今映画で『ナルニア国物語』が上映されていて、先日はテレビでも放映されました。あの原作はすごく面白いんですよ。私は、大人になってから岩波少年文庫で読んだのですが、すごく面白くて、でも映像になるとずいぶんはしょられているのです。想像していたのよりもうちょっといい情景を浮かべていたのに残念だなという思いがあって、せっかく赤いたまご（図書館だより）とか出されていますし、本屋さんのポップみたいな形で、ぜひ小学校でも中学校でも、ナルニア国物語が映画より原著が絶対おもしろいとか、そういうふうに言っていたら、図書館にはナルニア国物語の装丁のちゃんとしたのと、あと手軽な岩波少年文庫は7冊でお安いし、ちょっとしたときに読めます。岩波少年文庫は他にも面白い本がたくさんあって、大人でも読んでいて、それで少し前ですけど、ジブリの映画で『借りぐらしのアリエッティ』という映画がありましたが、岩波少年文庫の原タイトルが『床下の小人たち』になっていて、これも原作の方が面白いです。私は、ジブリがすごく好きですけど、ゲド戦記は本当に原著の方がいいです。具体的な話で申し訳ないですが、映画より原著の方が面白いというのを、具体的に子どもたちに伝えてほしいと思います。

仁木委員：私の息子は 40 歳くらいになりますが、本を買って家に置いておくと読んでくれたんですよ。ところが今の孫は、本を買ってきても読んでくれない。それで、実際一緒に読むとノッてきて、途中で止めて残りは読ませるんですけど、ただ本をボンと置いても読んでくれない。なので、お母さんも協力して家に置いてもらうのも一つかな。それが地域の開放ということにはなりません、お母さんと相談して学校図書館の本を家に置いて家で一緒に読む。そういうところまで持っていければ、ただ本を置いたんじゃ子どもたちが読まないんじゃないかと思っています。

樋口委員：この図書館で「読み隊調べ隊」という子ども向けの新聞が出ていますよね。僕も興味を持って読んでいますけど、今のようなことを詳しく書いていただければいいと思うのと、あれは何年生くらいを対象にして書いているのでしょうか。例えば、非常に難しい言葉が出てきても、漢字が出てきてもルビがないんです。そうすると小さい子は読めないと思うんですね。まあ 6 年生くらいになったらなんとか読めると思いますが、それでも読めない字が結構あると思います。中身はなかなかいいので、ちょっと検討して、小さい子どもでも読めるような新聞になったらいいかなと思います。

谷口委員：谷口です。校長先生が言っていたことですが、子どもは、発達段階に沿った読書というものがあって、いきなり小学校 1 年生に『ゲド戦記』は無理だよねって話だと思うんですよ。だけど、親自身にそういう読書体験があれば、本をおすすめできますが、なかなかそういうふうにはならないと。誰かがアドバイスしなければいけない時に、例えば、保育園とか幼稚園だったら先生が、とか、それからこちらは、ブックスタートとかもやっていますから多分そういう場面があるのですが、そういうところで学校司書とか先生方が、じゃあ 1 年生だったらこの本読んでみようねとか、2 年になったからじゃあこれ読んでみようかとか、それも個人差がありますので、その子の様子を見ながら手渡すことは、学校の人間だったらできるんですよ。それは高校生でも同じです。このあいだ面白かったからこの手のものは？とか、色々言いますが、それを手渡すっていうことが、学校図書館の大事な役割だと思います。読みなさいって言って、そんなに簡単に読むわけではありませんが、だからやっぱりマンツーマンで対応し、これ好き？とか、今どんなゲームやっているの？って、それだったらこんな本があるよとか、いくつかかけを作ることはあります。

子どもたちを読書に誘うということは、学校図書館の大きな役割だと考えていますので、そこを考えていただきたいと思うのと、それから 11 ページ上段に研修がありまして、学校図書館活動の中でそれは大きいのですが、ただ学校図書館がある、そこに人がいるということで、周りの先生方に学校図書館とか読書とかということを広めることができるわけです。この中を見たときに教員の研修が入っていません。図書館担当教員はもとより、児童生徒も含めた研修の機会ですが、普通の教員が入っていません。だから、学校の中で一番大きいのは、先生方が味方になってくれるか、一緒に同志としてやってもらえるかというところが大きいです。一緒にやってもらえれば、先生方が授業の中でこの本おもしろいよとか、こうやって調べたらいいよっていうことを伝えられる。そして、先生方自身が学校図書館の使い手になれる、そして使い手としてスキルを上げていく、そうすると学校図書館が生きてきます。だからこの研修には、ぜひ先生方も入れていただきたいなと思います。

下田委員：今の関連ですけれども、こちらで計画を立てていく中で、先ほど地域開放のことで谷

口委員からもお話があったので、実際に学校図書館司書として他の市町村で働いている方、例えば恵庭でもいいですけども、そういう方たちから何か話を聞いたりしたことがありますか。こちらの図書館として。

丹羽副館長：はい。学校司書を置く前に恵庭に行きました。

下田委員：学校司書の方からですか。

丹羽副館長：学校司書の方とお会いし、話を聞く機会を作りました。

下田委員：例えば、その中で学校司書の方から出てくる一番の課題は、どんなものがありますか？

丹羽副館長：やはり、先生方との連携ということが一番大きいと思います。

下田委員：私もそれが一番大きなテーマであろうと思います。これは、先ほどお話があったように、市民図書館側からの一つのアプローチだということで、学校の中での学校図書館司書の考え方とは、おそらく違うと思うんです。公共図書館の司書の経験があるだけでは、必ずしもできない。学校内のコミュニケーションのことを考えると、学校の中のことがよく分かるとか、学校の中での人間関係をどういうふうに作り上げていくのかについてある程度スキルとか、能力のある人を選んでいくということがないと、多分司書は孤立して、学校の中で何もできなくて、本の貸出だけに終わってしまうという危険があります。ですから、もし市民図書館側が学校図書館司書や学校教育にアプローチしていくのであれば、学校教育の現場というか、校長先生も含めた現場の先生と、コミュニケーションを取る必要があります。じゃないと、先ほど危惧されていたような求められる役割が看板だけになってしまう気がします。

それから、地域に関しては、「地域への開放」の内容が、先ほど館長の方からご説明ありました。ここで言われていることは、市民の色々な協力があるので、その市民に対して何かできることはないか、という発想から来ているだけなのか、もっと違う何か具体的な計画がおありなのか、わかんなかったんですが。今までの実績評価という点から見ると、この地域への開放というまとめ方の中には、違う要素があるようにお見受けしたんですけども。私たちがこれを最初に見たときに、先ほど谷口委員がおっしゃったように、地域に対しての貸出もするとか、地域に対する図書館としてのサービスもするというイメージだったんですが、そのイメージがよく見えてないので、もし私の理解が間違っていたら補足していただけると助かります。この地域への開放というのがどういうところにあるのかが気になりました。何のための開放なのかということが。

菊地会長：どうぞ。

池田課長：皆さん最初だけちょっと立ちます。学校教育課長の池田と申します。学校教育課として、教育委員会として、皆様がやはり一番危惧されている学校図書館の本来の役割、そしてそれを損なうことなく、まず石狩における学校図書館として求められているのは、そこでございます。その際に必要なものとする、残念ながら学校現場の中で、司書教諭の任命を受けておりますが、実際に図書館担当になっていない学校すらある状況です。それで当然、担当になっている先生が図書館の管理運営を含めたところまで力を発揮できるだけの環境でもないという残念な状況でございます。このことを一歩進めるにはどうしたらいいかということで、恵庭も含めて、市町村独自の事業として、学校図書館司書を配置することで打開しようという状況があります。現在の総務大臣である片山大臣も鳥取県知事のときに、鳥取県内の司書を実際に養成して、鳥取県立高等学校の学校図書館司書配置、また市町村の司書配置まで進めている状況

を聞いています。少しずつ理解も高まっているところではありますが、学校現場では双葉小学校におけるこの実績のことで、まず学校図書館司書が非常に効果的に子どもたちの教育に寄与しているという認識を持っています。先生方も司書の先生がいてくれてよかったと、じゃあ次はこういう形、ってどんどんアイデアが湧いている状況であります。これは南線小学校におかれましても、間違いなくそういう形に進んでいくものと私は考えておりますし、またそうしなければいけない。配置された司書自身が孤立することに関しては、教育委員会として全力をあげてバックアップしていきたいと考えております。それから、先生・地域開放の件でございますけれども、市民図書館の方で大変苦慮しているところでございます。というのはなぜかという、石狩において10年前に市民図書館がオープンして、ようやく図書館という大きな財産ができて、そのことにより市民の皆さんが少しずつ追いついてきている状況であり、学校図書館も然りだと思っております。学校図書館本来の子どもたちのための施設に加えて、先ほど館長がお話をされたように、地域の方々が、この学校図書館つまり子どもたちに寄与する中で、少し、何かこうメリッ的なものを、解放という表現を使ってできないか。私が現場の課長として期待しているのは、学校図書館司書の配置、そして図書の整備、なおかつ市民図書館とのオンラインネットワーク化の構築、これを進めたい。そのためにはどんなことでもやります。地域開放も書き込んで下さい。ネットワークに必要であれば。そのかわり先ほど谷口先生も危惧されたように、現場のデメリットであるような部分は、学校教育課長が職を賭して抵抗いたしますので、議事録に残していただければと思います。丹羽副館長は、21年の双葉小学校、22年の南線小学校と続けて、予算査定の会議に同席いただいて、そのときの議論をよく覚えていらっしゃると思いますけれども、地域開放化については、財政当局と大きな議論をさせていただきました。学校図書館の市民図書館分館化ではできません。それには、やはり市民力のアップも含めた大きな動きがなければいけない。そのためには、少しずつ小さなところから進めていこうということとは力説させていただいています。当分この勢力との戦いは、教育委員会として続けていくと思いますけれども、当初から皆さんがご心配の学校図書館という役割、この部分については死守していく所存でございますので、ご安心いただきたいと思います。

菊地会長：ありがとうございます。

下田委員：私は隣接する大きな都市の住民として、同じ名前の違う事業を見ていてどうしてもダブルの危惧があるので、これを見たら多分、みんな同じようになると思います。だからそのネーミングを変えて、地域との協働とか、そういう風にしたい方がいいのではないかなと思いました。

菊地会長：矢野委員さんから先ほどご質問ありましたが。

矢野委員：話をうかがっていて、学校図書館というのはある意味大学図書館とすごく似ているなと思いました。つまり、先生といかに協同して、そして、授業支援とか資料の整備を図っていくということで、谷口さんのお話を聞いていて、本当にそう感じていました。ただ、先ほどから出ているんですけれども、例えば、先生と協同してやっていくということになると、その職員の処遇というのがすごく大事になってくると思うんですよ。何年か上限ということで期限が切れて、また新しい人が来るとかっていう世界になっていて、そういう身分の方が先生と一緒に協同して、授業支援していくっていうのはなかなか難しいですね。ですから、やっぱり核になる人の確保、これをきちっとやらないと、結局は、計画だけになってしまうと思っています。ただ、実際に正規職員を採用するというのは、やはり今の状況の中でかなり難しいことだ

というのは、うちの大学も同様なので承知はしていますが、やはり、そういう努力をしていかないといけないのではというふうに思っていました。

下田委員：その辺の可能性はないのでしょうか。本当に深刻ですよ。養成する側から見ると、私たちは人材斡旋業みたいなものですから、でも、斡旋できないんですよ。先ほどご質問がありましたけど、5年経っても給料同じです、交通費は出ません、住宅を自分で何かしようと思っても、とても自宅から通うような状況でなければ、あるいは、教員住宅のような安価な住宅が与えられなければとても働きませんっていう状態で、雇用というか人を求めている。そして、そういう状態がほとんどどの自治体も常態化しているので、最初のうちは、みんな覚悟して行きます。1年・2年。でも3年・4年経ってくると、本当にこのまま私たちは、この雇用環境の中でこんなことを任せられていいのかってみんな思っています。だから、そのところを解決しないと、本当の意味で定着するということは難しいと思うので、そこは、ぜひ先駆的にやっていただけるともっといいものになると思います。

谷口委員：そうすると、優秀な人材が集まります。鳥取県で学校司書を募集すると、倍率が大体100倍です。鳥取県の司書を何人か知っていますが、大変優秀です。それを勝ち抜き、実績もあるので、隣の島根県も鳥取県の学校図書館を見て盛り上がっています。それならやっぱり常勤、要するにその勤務は正規職員であるっていうことで、モチベーションがものすごく高いですし、大変優秀だと思います。だから、別に非常勤だったら優秀ではないというわけではありませんが、教育は時間が必要ですし、特に司書の仕事は、公共図書館でもそうだと思いますが、積み重ねが大事な仕事なので、そこが不安定であるということは、やはりモチベーションも下がってしまうのもありますので、もちろん、震災もあってお金もかかって大変だというのは分かりますが、どこかに入れていただければいいなと思いますので、ちょっと言ってみました。

平山委員：どこかに入って書いてありましたよね、一番大事なのが入って。

百井館長：最初からしっかり整備をしていくことが、将来に向けていい結果が出るという考え方もあると思います。私もできればそうしたいと思います。しかし、全てを準備、整備してから進められる状況にはありませんので、計画的に、着実に進めていこうと考えており、少なくとも、学校図書館整備については、市としても積極的に取り組んでいこうという段階にあります。働く人の資質を高めていくためには、その環境、報酬も含めて高めていかなければならないことは十分分かりますが、それは念頭には置きながらも、まずは動き出すというところを進めて、さらにそれを広げていくことをやっていきたいと思います。

あと、他市と比べることはしませんけれども、本市においては、配置した学校司書が孤立することがないように、学校と教育委員会が連携して進めており、取り分け、学校教育課と図書館は共通認識で一体となって取り組んでいるところです。

研修の対象に教職員を入れてほしいというご意見がありましたが、ぜひ入れさせてもらいますが、さらに、学校の中で学校図書館の位置付けや、教職員全体への理解が大事だと思いますので、今後は十分意識して取り進めていきたいと思います。

最後に、地域との連携ですね。これは非常に難しいところがあるかと思います。特に今、学校に対し、地域社会から求められていることが多く、本来、学校教育でやるべきかどうかとも議論があると思います。ただ、子どもたちを育てていくことは、学校も地域も同じ願いです。そ

んな中、これは学校だけとか、これは地域だとか、役割を単純に線引きすることは困難であり、その関係をうまく考えていくということがまさに大切な事だと思います。非常に抽象的な言い方ではありますが、その結びつき・連携を考えていくことも、学校図書館を整備するきっかけにさせていただいて考えます。

菊地会長：ありがとうございます。学校図書館ということで、私も話しなくてはいけないと思います。学校図書館を充実させることは、以前から言われてきたことです。単なる蔵書の問題だけではなく、いかに活用していくかということが大切です。学校では、日々の教育活動にエネルギーが取られて、分かっていながら、なかなか充実させられなかったというのが事実です。そこで今、市民図書館の機能を学校図書館に活かしていただけることは、学校側として、ぜひお願いしたいと思っております。それから、子どもの読書習慣のお話が仁木委員からありました。これも学校の大切な役割です。今回、市民図書館の家読、冬休みを使って親子で同じ本を読むという取り組みをしました。この取り組みの後で、親が読むために学校図書館の児童図書を貸してもらえないかという要望がありました。これは、間違いなく子どもの読書習慣につながっていく。失礼な言い方かもしれませんが、学校はもちろん、家庭の読書環境も重要です。そういう面では、地域の読書推進の中で家庭に目を向けているということは非常に重要だと思います。それから地域の利用状況は、車の免許を持っていない方が本を借りたい、返したいとなってもなかなかできない。子どもが学校の授業で図書館から本を借りてきても、なかなか思うように返せる状況ではありません。何とか学校が図書貸出の窓口的な役割を担ってもらえないかという要望もあります。そういう面では、今やっただこうとしていることは非常に助かります。ただ、図書館の隣の学校にそれが求められているかという、そういうことはないだろうと思います。だから、地域の事情や学校の置かれている状況の中で取り組みの重きが変わることは、今後、検討していただきたいと思います。

最後になりますが、矢野委員もお話しされていたように、どういう学校図書館像が求められるのか、十分考えていかななくてはならないことだと思います。目指す学校図書館像に向かい、市民図書館の機能をどう十分活かせるのかというあたりです。さらに学校図書館と市民図書館とで一緒に作り出していく図書館像。ぜひ、そういう面でもお手伝いしていただければ、学校図書館がもっと充実していくのではないかと考えております。様々な課題がこれからも出てくるかとは思いますが、ぜひ、大きな方向として活性化に向けて、力を貸していただきたいと思っております。

皆さん方から言い足りなかったというところはございませんか。

(質疑なし)

それでは事務局で用意している案件をここまでにして、他にございますか。

百井館長：報告を1件。現在開催中の第1回定例会の一般質問で、図書館に関する質疑の概要をお知らせします。1つは、漫画の本の充実です。

菊地会長：今まで、こういう質問はありましたか。

百井館長：初めてですね。日本の漫画が世界に評価されているとともに、図書館がヤングの読書推進を目指している中で、さらに充実できないかという趣旨でした。図書館としては、これを否定するものではなくて、選書基準にも漫画が位置づけられていますので、評価が安定している作品や各種受賞作品を考慮する。また、中高生などの意見も取り入れて整備していく考えを

示しました。

2 つ目は、今回お話いただいている話題と共通するところですが、23 年度の予算で南線小学校に司書を配置、緑苑台小学校の増築にあわせて、図書館の充実が盛り込まれています。そこで、学校図書館整備に当たり、地域開放の推進と司書の配置の考え方の質問がありました。これについては、基本的に学校と地域の双方向の関係を地域性や学校の特色を勘案し構築します。あわせて、司書の配置については計画的に拡大していくと答弁しました。私からは以上です。

菊地会長：委員の皆様から何かございませんか。これ以外の件でもよろしいですか。

丹羽副館長：最後に私から。冒頭に申し上げましたが、今回、素案ということで、ほぼ全文を説明させていただいたので、議事録ではこの部分を要旨とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それと原稿を皆様に見ていただいて、ご意見をいただきたいと思います。そして、それを集約した段階で会長に署名いただいてから発送いたします。その後、年度が明けてから次回の協議会を開催します。予定は決まっていますが、会長と協議いたしまして、皆さんにご連絡し、日程を決めます。

菊地会長：それでは、以上をもちまして、平成 22 年度第 3 回石狩市民図書館協議会を終了いたします。

平成 23 年 3 月 31 日

会議録署名委員

会長 菊 地 英 一